

豊中市チャレンジ支援事業（事業成長支援）運営委託業務

仕 様 書

1. 業務概要

(1) 事業の目的

本事業は、市内事業者の事業成長支援などを通じてスタートアップ創出に向けた人材育成を実施し、豊中市新・産業振興ビジョンに掲げる基本方針「地域経済の好循環をつくる」「まちに活力とにぎわいを生み出す」の取組みの促進を図ることを目的とする。

(2) 業務内容

①事業成長を目指す市内事業者への支援の実施

- ・積極的な事業成長を目指す市内事業者に対し、短期集中的な経営支援（専門的な知見を有する講師によるセミナー、成果発表会等を通じた資金調達、事業連携、情報発信等の支援による事業拡大・事業成長の促進など）を実施すること。

(1) 支援対象者の募集・選定

- ・支援対象者は本店所在地もしくは主たる事業所が豊中市内（市内移転予定も含む）の事業者で積極的な事業成長志向がある者を対象とし、支援対象者の募集及び書類審査等による選定を行うこと。なお、支援対象者の選定は市と協議のうえ決定すること。
- ・事業を効果的に周知し、参加者を募集するための広報を企画・提案すること。
- ・広報に必要な取材及び取材先との調整、原稿文章の作成、写真撮影から広報全体のデザイン・編集・レイアウト、校正、印刷及び納品まで一貫して行うこと。

(2) 支援の実施

- ・選定した支援対象者に対し、事業期間中に成果発表会も含めてセミナー等を6回以上実施すること。
- ・支援内容については、支援対象者の事業成長の促進に繋がる内容とし、具体的な内容は提案事項とする。
- ・セミナー等の実施においては、開催会場の確保、申込みの受け付けや問い合わせ対応、司会進行、資料の作成・印刷、講師との調整など運営一式を行うこと。

(3) 成果発表会の実施

- ・支援対象者による成果発表会を豊中市内で開催すること。
- ・成果発表会の実施においては、開催会場の確保、申込みの受け付けや問い合わせ対応、司会進行、資料の作成・印刷、講師との調整など運営一式を行うこと。

②報告等

- ・契約締結後、速やかに事業計画及び事業実施体制図を提出すること。
- ・①の業務についての報告は、随時行うこと。その他、市が求める場合には、随時報告に応じること。
- ・市が求める場合には、報告する項目・様式等について変更・修正すること。
- ・事業完了時は、速やかに実施結果等について報告するとともに、業務によって得られた知見、ネットワーク、個々の連携内容などをまとめた業務完了報告書を提出し、本事業に係る成果物をデータにて納品すること。

③事業期間

- ・契約締結日から令和7年（2025年）3月31日まで

2. 留意事項

(1) 守秘義務

受注者が本業務の遂行上知り得た情報は、本業務遂行の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。本業務の契約が終了し、または解除された場合も同様とする。

(2) 個人情報の保護

- ①受注者が本業務の遂行上知り得た個人情報については、受注者の責任において、厳重に管理するとともに、他の目的への転用等を行わないこと。本業務の契約が終了し、または解除された場合も同様とする。
- ②受注者は事業実施にあたり、収集する個人情報について、市に情報提供することを当事者に事前に説明し、同意を得ること。
- ③事業実施にあたり収集した個人情報は、市に帰属するものとし、市の指示に従い、情報提供を行うこと。

(3) 一括再委託等の禁止

- ①受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。
 - ②受注者は、コピー、印刷製本、デザイン、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、豊中市の承諾を必要としない。
 - ③受注者は、上記①及び②に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により豊中市の承諾を得なければならない。また、人材派遣会社よりスタッフの派遣を受ける場合も同様とする。
- (ア)受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、豊中市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置期間中の者、豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）及び豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日実施）に基づく入札参加除外措置を受けている者であってはならない。
- (イ)受注者は、業務を再委託に付する場合は、上記(1)及び(2)の事項について、再委託の相手方に遵守させなければならない。

(4) 損害賠償責任

受注者が本業務の実施に際し、市又は第三者に損害を与えた場合等にあつては、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(5) 損害措置

本業務の実施により、第三者に与えた損害は、市に起因するものを除き、全て受注者の責任として対応すること。

(6) 法令遵守

本業務の実施にあつては、適用を受ける法律、政令、省令、告示、条例、規則等を遵守し、適法に業務の実施をするよう対処しなければならない。

(7) 著作権

本業務で作成された成果物の著作権は、市に帰属するものとする。ただし、本業務開始前に受注者が所有している著作権、外部から提供されているコンテンツに係る著作権については、この限りではない。

3. その他

- ・業務を遂行するにあたり、市と緊密に連絡を取りながら進めること。
- ・業務遂行上、疑義が生じた場合は、市と協議を踏まえて必要な事項を決定するものとする。